

【判例レポート】養子縁組によって被相続人の兄弟姉妹となった者の養子縁組前に出生した子は、被相続人の傍系血族であっても代襲相続人とならないとした事例(最高裁第三小法廷令和6年11月12日判決)

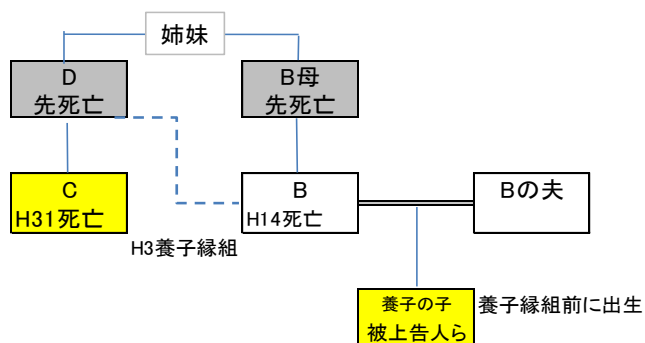
MUFG 相続研究所
主任研究員／弁護士 鈴木 義弘

1、事案の概要

被上告人らは、いずれもBとその夫との間に出生した子である。C(以下「本件被相続人」という。)は、Bの母の姉であるDの子である。Bは、被上告人らの出生後の平成3年にDとの間で養子縁組をし、これにより本件被相続人の妹となった後、平成14年に死亡した。

本件被相続人は、平成31年に死亡した。本件被相続人には、子その他の直系卑属及びB以外の兄弟姉妹はおらず、死亡時には直系尊属及び配偶者もいなかった。

そこで被上告人らは、民法889条2項において準用する同法887条2項の規定によりBを代襲して本件被相続人の相続人となるとして、本件被相続人の遺産である不動産につき相続を原因とする所有権移転登記等の申請をしたところ、法務局はこれを却下する決定をした。被上告人らは同決定の取消しをもとめて訴訟を提起した。



2、判旨

民法887条2項ただし書は、被相続人の子が相続開始以前に死亡した場合等について、被相続人の子のうち被相続人の直系卑属でない者は被相続人の子を代襲して相続人となることができない旨を規定している。これは、被相続人の子が被相続人の養子である場合、養子縁組前から当該子の子である者(いわゆる養子縁組前の養子の子)は、被相続人との間に当該養子縁組による血族関係を生じないこと(民法727条、大審院昭和6年(オ)第2939号同7年5月11日判決・民集11巻11号1062頁参照)から、養子を代襲して相続人となることができないことを明らかにしたものである。

そうすると、民法889条2項において準用する同法887条2項ただし書も、被相続人の兄弟姉妹が被相続人の親の養子である場合に、被相続人との間に養子縁組による血族関係を生ずることのない養子縁組前の養子の子(この場合の養子縁組前の養子の子は、被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者に当たる。)は、養子を代襲して相続人となることができない旨を定めたものと解される。

したがって、被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は、被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができないと解するのが相当である。

3、検討

(1) 民法887条2項ただし書の趣旨について

養子縁組の日から、養子は養親の嫡出子としての身分を取得し(民法809条)、自然の親子と同等の直系血族となる。したがって養親の相続発生時に養子が相続人となることは当然である(民法887条1項)。

被相続人の子が相続開始前に死亡している場合、その者の子が代襲して相続人となる(民法887条2項)。代襲相続は、被代襲者が相続していたならばその者の死亡によって財産を承継しえたはずであるという代襲者の期待を保護するため、法が代襲者に「自己の固有の権利」を与えたものと解されている(冷水登紀代『新注釈民法(19)〔第2版〕』有斐閣107頁(2023))。

被相続人の養子が相続開始前に死亡した場合、養子の子は代襲相続人になるかは、場合による。すなわち、養子縁組を設定した時点ですでに養子に子がいる場合、当該養子の子はいわゆる「養子縁組前の養子の子」として、養親との間に血族関係は生じない。このように養親と血族関係が生じない「養子縁組前の養子の子」に代襲相続人としての地位を与える必要はない。そこで民法887条2項ただし書は代襲相続するのは「被相続人の直系卑属でない者は、この限りではない。」とし、「養子縁組前の養子の子」が代襲相続人ではないことを明記している。

(2) 学説

民法887条2項ただし書は「被相続人の直系卑属でない者は、この限りではない。」とし被相続人の直系卑属でない者は代襲相続人とはならないことを定めている。それでは、被相続人の直系卑属であれば代襲相続人となると解釈できるであろうか。

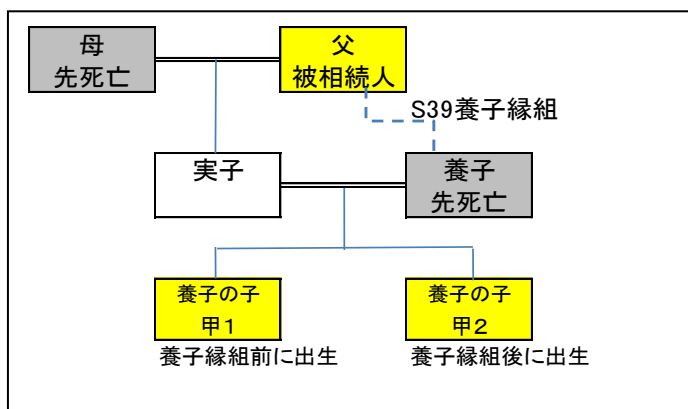
「養子縁組前の養子の子」が被相続人(養親)の直系卑属でもある場合に、代襲相続人となるのかどうかについて民法877条2項には直接の記載がなく、解釈に委ねられている。

ひとつの考え方は、代襲者が被代襲者を通じて被相続人の直系卑属でなければならないとする考え方である(右近健男「縁組前の養子の子と代襲相続」判例タイムズ 722 号 73 頁(1990))。代襲相続の趣旨は、被相続人より先に被代襲者が死亡したことにより、代襲者が被代襲者を代位して相続すると考え、代襲相続を代位的に構成するものである。

一方の考え方は、代襲者は被相続人の直系卑属であれば足り、必ずしも「被代襲者を通じた直系卑属」でなくとも良いとする考え方である(若林昌俊「平成元年度主要民事判例解説民法 86 相続④」判例タイムズ 735 号194頁(1990))。代襲相続を代理的に構成するのではなく、法が代襲者に「自己の固有の権利」を与えたものと解する立場に親和的な考え方である。

具体的な事例に基づいて検討してみたい。

(3) 大阪高裁平成元年 8 月 10 日判決(判タ 708 号 222 頁)



上記相続関係図のとおり相続が発生した場合、甲2は養子縁組後に出生しており問題なく代襲相続人となり得る。一方、甲1は「養子縁組前の養子の子」に該当するが、養子の配偶者を通じて、被相続人の直系卑属の関係にある。このとき甲1が代襲相続人となるかは上記の考え方の違いで結論を異にする。

すなわち、「代襲者が被代襲者を通じて被相続人の直系卑属でなければならない」とする考え方では、甲1は養子を通じて被相続人の直系卑属ではないから、代襲しない。一方で、「代襲者は被相続人の直系卑属であれば足りる」という考え方によれば、甲1は養子の配偶者を通じて被相続人と直系卑属の関係あり、代襲することとなる。

大阪高裁平成元年 8 月 10 日判決(判タ 708 号 222 頁、以下「大阪高裁判決」という。)は次のように判示して甲1を代襲相続人と認めた。

「民法八八七条二項ただし書において、『被相続人の直系卑属でない者』を代襲相続人の範囲から排除した理由は、血統継続の思想を尊重するとともに、親族共同体的な観点から相続人の範囲を親族内の者に限定することが相当であると考えられたこと、とくに単身養子の場合において、縁組前の養子の子が他で生活していて養親とは何ら係わりがないにもかかわらず、これに代襲相続権を与えることは不合理であるからこれを排除する必要があったことによるものと思われるところ、本件の場合には、甲1はその母を通じて被相続人の直系の孫であるから右条項の文言上において直接に違反するものではなく、また、被相続人との家族生活の上においては何ら差異のなかった姉妹が、亡父と被相続人間の養子縁組届出の前に生れたか後に生れたかの一事によって、長女には相続権がなく二女にのみ相続権が生ずるとすることは極めて不合理であるから、衡平の観点からも、甲1には被相続人の遺産に関し代襲相続権があると解するのが相当である」

(4) 大阪高裁判決の実務への影響

上記(3)の大阪高裁判決は、養子縁組前の養子の子が代襲相続人となる場合の理由として①血統継続の思想の尊重、②衡平の観点の2点を挙げている。

「血統継続の思想尊重」をすすめると、血族であれば足り、必ずしも被代襲者を通じた直系卑属である必要はない。とにかく被相続人と血族関係であれば代襲を認め、血族関係を広く守る方向に働いていく¹。

一方、大阪高裁判決が指摘する「衡平の観点」は、判決理由としては十分説得的ではあるが、相続実務においては困難な問題を生じる。法務局、税務署、金融機関等の相続手続部署においては、法定相続人を迅速に確認し後続手続を実施することが求められるなか戸籍等の書類を形式的に確認しなければならない。その確認作業において甲1と甲2が「家族生活の上においては何ら差異のなかった姉妹」であったかどうかを含めた「衡平の観点」で代襲相続人となるか否かについて調査をすることは現実的ではない。また実際に相続実務の現場において、養子縁組前の子が被相続人の直系卑属である場合に、他の相続人との「衡平の観点」まで立ち入って調査をしているという取扱いは管見にして聞いたことがない。

そうして主として「血統継続の思想尊重」の観点から、代襲相続人は被相続人の直系卑属であれば足り必ずしも代襲者を通じた直系卑属ではなくてもよい、とする考え方が実務上受け入れられてきたように思われる。登記実務も同様である(登記研究 529 号 89 頁)。

(5) 傍系相続の場合の問題

次に問題となるのは、傍系相続の場合の代襲についてである。

民法889条2項は民法887条2項が準用されるとし、傍系相続の場合でも代襲相続されることを規定している。

このとき傍系相続では被相続人にとって養子の子は甥や姪の關係に立つのであるから、被相続人にとって代襲者は直系卑属ではなく傍系卑属である場合が大半ということになる。そうすると民法887条2項ただし書を傍系相続に準用するとき「被相続人の直系卑属でない者は、この限りではない。」の規定はどのように解釈されるべきであろうか。

大阪高裁判決による「血統継続の思想尊重」を重視すれば、被相続人と養子縁組前の子が「血族」であれば代襲させてよいという考え方に親和的である。実際に最高裁第三小法廷令和6年11月12日判決(裁判所 HP 掲載、以下「本判決」という。)の原審は、民法887条2項ただし書を傍系相続に準用するときは被相続人の「傍系卑属でない者は、この限りではない。」と読み替えるものと解釈し、養子縁組前の子が「いとこの子」として傍系血族であることを理由に代襲相続を認めている。

しかし直系卑属は親・子・孫という相続人の尊属・卑属の「縦の關係」という点で比較的限定的であるが、傍系血族は、親を同じくする「きょうだい」、祖父母を同じくする「いとこ」、曾祖父母を同じくする「はとこ」といったように、相続人關係を横(傍系)に拡大する。核家族化が進む現代において傍系血族には経済的一体性が及ばない家族が一般的であるといえよう。傍系相続の場合に傍系血族でありさえすれば代襲を認めることとなれば、経済的一体性もないのに偶然の事象で財産を取得する「笑う相続人」を広い範囲で認めることとなり、相続人の範囲が広すぎるとも考えられる。

そこで傍系相続の場合の代襲相続人を決める基準として、「血族」だけよいのかという問題が生じる。

(6) 本判決の意義

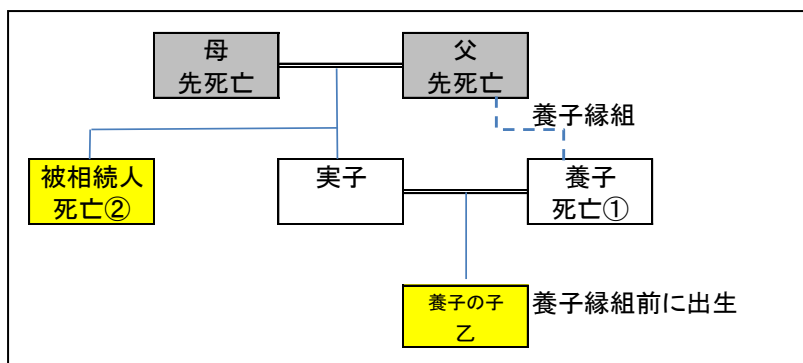
本判決は、前記2.のとおり「被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は、被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができないと解するのが相当である」と判示した。

すなわち、本判決では傍系相続の場合に代襲するには、代襲者は被相続人の親の直系卑属でなければならない、として傍系血族の場合に代襲する範囲を限定したところに意義がある。換言すると傍系相続の場合に代襲するのは被相続人からみて甥・姪までであり、いとこの子以上の傍系血族には代襲しないということになる。

(7) 本判決の射程

本判決は「被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属」でなければ代襲しないと判示したが、そのとき代襲者は、被代襲者を通じて、被相続人の親の直系卑属でなければならないかという問題が残っている。

以下のような相続人關係図で乙は代襲するであろうか。



代襲者は被相続人の親の直系卑属であれば足り、必ずしも被代襲者を通じた直系卑属でなくともよいとの考え方に立てば、代襲することになる。

この点、本判決では明確に判示していないが、代襲すると考えるが自然であろう。直系相続の場合は必ずしも被代襲者を通じた血族関係を要件としないにも関わらず、傍系相続の場合のみ「代襲者は、被代襲者を通じて、被相続人の親の直系卑属でなければならない」と考える合理的な理由は見いだせないからである。

¹ 冷水・前掲110頁は、養子縁組前に子 A がいる非嫡出子 B と養子縁組をした養親 C が死亡し、さらに養子 B が先死亡している場合に、A が養親 C を代襲相続することができると解している。たしかに C と A とは遺伝子的な直系血族であり、そのような意味での「血族関係の尊重」を主張するなら論理的な帰結である。しかしながら、通常は C が非嫡出子 B を子とする場合は認知をすれば、非嫡出子をあえて養子とするケースは極めて例外であろう。

-
- 本資料は作成時点における信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に関連して生じた一切の損害については、当社は責任を負いません。
 - 資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化、税制等の変更によって変わる可能性があります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合があります。
 - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
 - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、著作権法により保護されています。当社の事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を引用または複製、転送等により使用することを禁じます。
 - 本稿における意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではありません。

MUFG相続研究所は、三菱UFJ信託銀行が資産管理・資産承継に関する調査・研究・レポート等の業務を対外的に行う際の呼称です。